

助成事業名	半島振興広域連携促進事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分 類	2 - 1	県 主 管 課	地域づくり課	室等	地域活性化室	内 線	2447
事業実施主体	県・市町村・民間団体			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	三方を海に囲まれ平地に恵まれず、人口減少・高齢化の進行等に直面する半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を実施し、半島地域の自立的発展を図ることを目的とする。			補助対象事業・補助基準等	対象事業 資源や特性を活かした交流促進、産業振興、定住促進に資する地域における取組をパッケージ化し、それぞれの取組主体が連携・分担して広域的に実施される取組に対し補助を行う。	留意事項		
	根拠法令等	半島振興広域連携促進事業交付要綱 南房総地域半島振興広域連携促進事業費補助金交付要綱						
申請時期・手続き等	4	県要望調査				事例等	令和4年度実施市町村（1市、1町） 勝浦市、御宿町	
	5						令和5年度実施市町村（1市、1町） 勝浦市、御宿町	
	6						令和6年度実施市町村（1市、1町） 勝浦市、御宿町	
	7							
	8							
	9	国要望調査				備考		
10								
11								
12								
1								
	2	交付申請 交付決定		補助率・額	県・市町村：1／2以内 民間団体：1／3以内（ただし地方公共団体の負担額と同額まで） （3月19日時点）		「対象市町村等数」は、補助要件に該当するもの。	
3								
4								
	5							

助成事業名	U I J ターンによる起業・就業者等創出事業
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分 類	2 - 2	県 主 管 課	地域づくり課	室等	地域活性化室	内 線	2447
事業実施主体	市町村			関 係 省 庁 名	内閣府				

事業の目的・概要	条件不利地域（過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域等を有する市町村）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村への移住及び同地域における起業・就業者の創出の促進に取り組むことで、同地域の活力や魅力を高め、千葉県における地方創生の深化を図る。			対象事業 県が実施する地域しごとマッチング支援事業及び地域課題解決型企業支援事業と連携し、東京23区等から県内の条件不利地域に移住して就業又は起業等しようとする者等が移住支援金の要件を満たす場合に、居住地の市町が移住支援金を給付する事業。	留意事項	・新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業であることから、県と連名で策定する地域再生計画に本事業が位置付けられ、かつ、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けている必要がある。	
	・新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱 ・U I J ターンによる起業・就業者等創出事業補助金交付要綱						
根拠法令等				補助対象事業・補助基準等	事例等	令和4年度実施市町村 7市4町（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、大多喜町、御宿町、鋸南町） 令和5年度実施市町村 10市5町（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、大多喜町、御宿町、鋸南町） 令和6年度実施市町村 10市6町（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）	
						対象市町村等数 23 実施市町村等数（6年度） 16	
申請時期・手続き等				補助率・額	備考	「対象市町村等数」は、補助要件に該当するもの。	

助成事業名	自治体国際協力促進事業（モデル事業）
-------	--------------------

国補・県単別	その他	分 類	2－4	県 主 管 課	国際課	室等	国際交流推進室	内 線	2394
事業実施主体	都道府県、市町村及び地域国際化協会等	関係省庁名	（一財）自治体国際化協会（CLAIR）						

事業の目的・概要	地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。			(対象事業) 1 対象事業は、次の基準に適合するものとする。 (1) 地方自治体若しくは地域国際化協会又は地方自治体とNGO若しくは地域国際化協会とNGOが連携して実施する国際協力事業。 (事前調査事業を含む。) (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。 (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) モデル事業の実施に要する経費(次項各号に掲げる経費を除く)の総額(ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額)が100万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業 3 助成対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。 (1) 補助金 (2) 他用途に転用可能な備品整備等 (3) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費等、助成対象団体の通常の運営に要する経常的経費 (4) 交際費	留意事項		
	根拠法令等	一般財団法人自治体国際化協会「自治体国際協力促進事業(モデル事業)助成要綱」				補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし
申請時期・手続き等	4	事業募集	補助基準等		事例等		
	5						
	6						
	7						
	8	申請書提出締切(直送又はメール)					
	9						
	10						
	11						
	12	交付内定 (1月下旬～3月中旬)					
	1						
	2						
	3						
		交付決定通知					
	4	事業開始 (翌年2月末までに事業完了の上、実績報告書を提出)	補助率・額		備考	助成金は事業完了後に精算払	

助成事業名	多文化共生のまちづくり促進事業
-------	-----------------

国補・県単別	その他	分 類	2 - 5	県 主 管 課	国際課	室等	国際交流推進室	内 線	2394
事業実施主体	都道府県及び市町村、地域国際化協会等			関係省庁名	(一財) 自治体国際化協会 (CLAIR)				

事業の目的・概要	一般財団法人自治体国際化協会は、グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会等が行う多文化共生施策に要する経費について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会等に対し、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を交付する。			補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	(助成対象事業) 1 助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性及び必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。 (1) 医療・保健・福祉支援事業 (2) 防災支援事業 (3) 教育支援事業 (4) 労働環境整備事業 (5) 居住・生活支援事業 (6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業 (7) 上記 (1) ～ (6) の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。 (1) 助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの。 (2) 助成対象団体が従来から実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの。 (3) 単なる資金供与だけのもの。 (4) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの。 (5) その他、協会の助成対象事業としてふさわしくないと協会が認めるもの。	留意事項	地域国際化特別対策事業（多文化共生分野）が廃止され、これに代わる事業として平成25年度から新たに創設された。 助成事業は、当該年度 2 月末までに事業完了する必要がある。	
	一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱」							
申請時期・手続き等	4	事業募集	申請書提出締切（直送又はメール） 事業詳細に関し、担当者へ個別質問	補 助 率 ・ 額	1 助成金は、助成対象経費の総額の範囲内とし、その上限額は次のとおり定める。 (1) 都道府県及び市町村のうち指定都市にあつては、1 団体あたり 4 0 0 万円とする。 (2) 市区町村（指定都市を除く。）、地域国際化協会にあつては、1 団体あたり 3 0 0 万円とする。 (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1 事業あたり 4 0 0 万円とする。 2 助成金の下限額は、5 0 万円とする。	事例等	令和 4 年度実施市町村（2 市） 千葉市、松戸市、 令和 5 年度実施市町村 なし 令和 6 年度実施市町村（2 市） 松戸市、富里市	
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1						対象市町村等数 5 4	
2	実施市町村等数（6 年度） 2							
3	採択通知					備考		
4							事業実施開始	

助成事業名	経済活動助成事業（インバウンド支援）
-------	--------------------

国補・県単別	その他	分類	2-6	県主管課	国際課	室等	国際交流推進室	内線	2394
事業実施主体	都道府県及び市区町村			関係省庁名	（一財）自治体国際化協会（CLAIR）				

事業の目的・概要	一般財団法人自治体国際化協会は、地方公共団体の海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。			留意事項	助成対象事業については、協会海外事務所又は協会の支援・協力を受けることができる。	
	一般財団法人自治体国際化協会「経済活動助成事業実施要綱」					
根拠法令等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	事業募集 申請書提出締切（直送又はメール） 交付決定通知（1月下旬～3月中旬） 交付決定通知 事業実施（翌年2月末までに事業完了の上、実績報告書を提出	補助対象事業・補助基準等	（助成対象事業） 1 助成対象事業は、助成対象団体が実施する事業のうち、事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 当該地方公共団体への海外観光客の誘致促進のために実施する事業 (2) 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。 (1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) 事業の実施に要する経費（次項各号に掲げる経費を除く）の総額（事業参加業者負担金や売上など他の収入がある場合は、総額から当該収入を控除した額）（以下、「助成対象経費」という。）が200万円以下の事業 3 助成対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。 (1) 補助金 (2) 職員旅費 (3) 他用途に転用可能な備品整備等 (4) 工事を伴う施設整備等 (5) 経常的経費	事例等	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし
						対象市町村等数
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4	事業募集 申請書提出締切（直送又はメール） 交付決定通知（1月下旬～3月中旬） 交付決定通知 事業実施（翌年2月末までに事業完了の上、実績報告書を提出	補助基準等	（助成額） 助成対象経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。 (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円 (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円	備考	令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし
						対象市町村等数（6年度）

助成事業名	経済活動助成事業（海外販路開拓支援）
-------	--------------------

国補・県単別	その他	分類	2-7	県主管課	国際課	室等	国際交流推進室	内線	2394
事業実施主体	都道府県及び市区町村			関係省庁名	（一財）自治体国際化協会（CLAIR）				

事業の目的・概要	一般財団法人自治体国際化協会は、地方公共団体の販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。			留意事項	助成対象事業については、協会海外事務所又は協会のアドバイザーの支援・協力を受けることができる。	
	一般財団法人自治体国際化協会「経済活動助成事業実施要綱」					
申請時期・手続き等	4	事業募集 				

助成事業名	国際交流支援事業
-------	----------

国補・県単別	その他	分 類	2 - 8	県 主 管 課	国際課	室等	国際交流推進室	内 線	2394
事業実施主体	都道府県、市区町村及び地域国際化協会			関係省庁名	(一財) 自治体国際化協会 (CLAIR)				

事業の目的・概要	一般財団法人自治体国際化協会は、地域の国際化を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。		(助成対象事業) 1 助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。 (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業 (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業 (3) 青少年交流に関する事業 (4) 国際会議に関する事業 (5) その他地域の特色を活かした交流事業 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。 (1) 単なる資金供与だけの事業 (2) 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (3) 次項に掲げる事業実施に係る助成対象経費が200万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業 3 助成対象経費は、助成対象となる事業に要する経費（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）とする。 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。 (1) 補助金 (2) 職員旅費 (3) 他用途に転用可能な備品整備等 (4) 工事を伴う施設整備等 (5) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費 (6) 積立金及び預金（周年事業等に対する計画的な積み立てを含む。）	留意事項	平成26年度まで「地域国際化施策支援事業」として実施していたが、事業の見直し等により、平成27年度から「国際交流支援事業」へ変更となった。	
	根拠法令等	一般財団法人自治体国際化協会「国際交流支援事業実施要綱」				
申請時期・手続き等	4	事業募集	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和4年度実施市町村等 実施なし	
	5				令和5年度実施市町村等（1市） 松戸市	
	6				令和6年度実施市町村等 実施なし	
	7					
	8					
	9					
	10					
	11				申請書提出締切（直送又はメール）	
	12					
	1					
2						
3	交付決定通知					
4	事業開始 （翌年2月末までに事業完了の上、実績報告書を提出）					
		補助率・額		備考	助成金は事業完了後に精算払	
			助成額は、助成対象経費の総額の1／2以内の額で、次の金額を上限とする。 (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円 (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円			
					対象市町村等数	54
					実施市町村等数（6年度）	—

助成事業名	地域日本語教育推進事業
-------	-------------

国補・県単別	国補	分 類	2 - 9	県 主 管 課	国際課	室等	多文化共生推進班	内 線	2436
事業実施主体	市町村	関 係 省 庁 名	文部科学省						

事業の目的・概要	言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らし、地域社会の一員として活躍できる社会づくりの一環として、市町村が実施する、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付ける環境を整備する事業に対して経費を補助する。		補助対象事業・補助基準等	1 地域日本語教育の実施 外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けるための、地域の実情に合わせた日本語教育の実施 2 日本語教育人材に対する研修 地域の日本語教育を担う人材（日本語学習支援者、教室ファシリテーター等）に対する養成・研修の実施 3 日本語教育に関する広報活動 日本語教育の円滑かつ効果的な実施を目的とした広報活動（住民向け説明会、広報物の配布、WEB サイトや SNS を活用した広報等）の実施 4 ICT を活用した教育・支援 ICT を活用した、学習者や学習支援者等への効率的な教育・支援の実施 5 教材作成 地域の実情に応じた日本語教育のカリキュラムなど教材作成の実施 上記に要する経費	留意事項	指定都市が文部科学省補助事業を直接実施する場合は対象外			
	根拠法令等	千葉県市町村地域日本語教育推進事業補助金交付要綱				事例等	令和6年度実施市町村（6市） 松戸市 野田市 佐倉市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市		
申請時期・手続き等	4	県へ交付申請 交付決定 事業の実施	補助率・額	補助率 1／2以内 補助限度額100万円	備考				
	5								
	6								
	7								
	8								
	9	次年度活用希望調査							
	10								
	11								
	12								
	1								
2	実績報告 額の確定 補助金の交付								
3									
4									
5									

助成事業名	水道施設整備費（簡易水道等施設整備費国庫補助）
-------	-------------------------

国補・県単別	国補	分類	2-10	県主管課	水政課	室等	水道事業室	内線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	水道の普及を図るため、市町村等が行う簡易水道等の施設を整備する事業に要する経費に対して補助金を交付する。		1 補助対象事業 ① 水道未普及地域解消事業 ア 新設 イ 広域簡易水道 ウ 飛地区域 エ 給水区域内無水源 オ 区域拡張 ② 簡易水道再編推進事業 ア 統合簡易水道 イ 簡易水道統合整備事業 ③ 生活基盤近代化事業 ア 増補改良 イ 基幹改良 ウ 水量拡張	留意事項	令和6年度以降、簡易水道等施設整備費国庫補助は水道施設整備費に移行された。	
	水道法第44条 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領				令和4年度実施市町村等 芝山町 令和5年度実施市町村等 芝山町 令和6年度実施市町村等 芝山町	
根拠法令等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	内示 所要額調べ 交付申請	補助対象事業・補助基準等	事例等		
		交付決定			対象市町村等数 39事業者 (R6.4.1 現在)	実施市町村等 (6年度) 1事業者
申請時期・手続き等		翌年度補助金本要望	補助率・額	備考	※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの(県企業局を含む) ※対象特別地方公共団体 かずさ水道広域連合企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団	
		実績報告			市町村の財政力指数と単位管延長（総管延長を計画給水人口で除して得た数値）を基準として補助率は次の3通りとなっている。 1／4、1／3、4／10	

助成事業名	水道施設整備費（水道水源開発等施設整備費国庫補助）
-------	---------------------------

国補・県単別	国補	分類	2-11	県主管課	水政課	室等	水道事業室	内線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	市町村等が行う水道施設の整備等に係る事業に要する経費に対して補助金を交付する。			1 補助対象事業 ① 水道水源開発施設整備費 ア 水道水源開発施設整備費 イ 遠距離導水等施設整備費 ウ 水道機能維持施設整備費 ② 高度浄水施設等整備費 ア 高度浄水施設等整備費	留意事項	令和6年度以降、水道水源開発等施設整備費国庫補助は水道施設整備費に移行された。	
	水道法第44条 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱						
根拠法令等				2 補助対象施設 ① 水道水源開発施設整備費 ダム、堰、水路、非常用発電設備、土砂流入防止壁、防水扉等 ② 高度浄水施設等整備費 生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、膜ろ過施設、紫外線処理施設等	事例等	令和4年度実施市町村等 印旛郡市広域市町村圏事務組合、千葉県企業局、九十九里地域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団 令和5年度実施市町村等 印旛郡市広域市町村圏事務組合、千葉県企業局、かずさ水道広域連合企業団 令和6年度実施市町村等 千葉県企業局、かずさ水道広域連合企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合	
						対象市町村等数 43事業者 (R6.4.1 現在) 実施市町村等数 (6年度) 3事業者	
申請時期・手続き等	4	内示	補助対象事業・補助基準等	資本単価（20年間の減価償却費と支払利息を20年間の総有収水量で除して得た1立方メートル当たりの費用）などを基準として補助率は次の3通りとなっている。 1／4、1／3、1／2	備考	※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの(県企業局を含む) ※対象特別地方公共団体 九十九里地域水道企業団、北千葉広域水道企業団、東総広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団	
	5	所要額調べ 交付申請					
	6	交付決定					
	7						
	8						
9	翌年度補助金本要望						
10							
11							
12	実績報告						
1							
2							
3							
4							
5							

助成事業名	防災・安全交付金
-------	----------

国補・県単別	国補	分類	2-12	県主管課	水政課	室等	水道事業室	内線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名	国土交通省				

事業の目的・概要	市町村等が行う水道施設の耐震化等に係る事業に要する経費に対して交付金を交付する。		留意事項	平成27年度以降、平成26年度まで補助対象事業であった、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業は、生活基盤施設耐震化等交付金に移行された。 令和6年度以降、生活基盤施設耐震化等交付金は防災・安全交付金に移行された。	
	水道法第44条 社会資本整備総合交付金交付要綱				
根拠法令等			事例等	令和4年度実施市町村等 白井市外8事業者 令和5年度実施市町村等 白井市外12事業者 令和6年度実施市町村 香取市外7事業者	
申請時期・手続き等	4	交付額内示 交付申請	補助基準等		
	5				
	6	所要額調べ			
	7				
	8	交付決定			
	9	追加執行可能額調査			
	10				
	11				
	12	追加執行額内示		対象市町村等数	44事業者 (R6.4.1現在)
	1	翌年度補助金本要望 翌年度耐震化等事業計画提出		実施市町村等数 (6年度)	8事業者
	2	追加執行額交付申請	補助率・額		
	3	追加執行額交付決定			
	4	実績報告,交付額確定			
	5				

- 1 補助対象事業
- ① 水道未普及地域解消事業
 - ② 簡易水道再編推進事業
 - ③ 生活基盤近代化事業
 - ④ 高度浄水施設等整備事業
 - ⑤ 水道総合地震対策事業
 - ⑥ 緊急時給水拠点確保事業
 - ⑦ 水道管路耐震化等推進事業
 - ⑧ 水道事業運営基盤強化推進事業
 - ⑨ 水道水源自動監視施設整備費
- 2 補助対象施設
- 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設等

資本単価（20年間の減価償却費と支払利息を20年間の総有収水量で除して得た1立方メートル当たりの費用）、有収密度などを基準として補助率は次の4通りとなっている。

1/4、1/3、1/2、4/10

※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの(県企業局を含む)

※対象特別地方公共団体

九十九里地域水道企業団、北千葉広域水道企業団、東総広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団

助成事業名	簡易水道施設事業補助
-------	------------

国補・県単別	県単	分類	2-13	県主管課	水政課	室等	水道事業室	内線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名					

事業の目的・概要	水道の普及を図るため、市町村等が行う簡易水道等の施設を整備する事業に要する経費に対して補助金を交付する。			留意事項		
	根拠法令等	簡易水道施設事業補助金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	国からの内示（国庫補助金）	補助対象事業・補助基準等	事例等	令和4年度実施市町村等 かずさ水道広域連合企業団、芝山町	
	5	所要額調べ（国庫補助）			令和5年度実施市町村等 かずさ水道広域連合企業団、芝山町	
6	交付申請（国庫補助金に基づく県費補助算出）	令和6年度実施市町村等 芝山町				
7	交付決定					
8	翌年度整備計画提出（県）					
9						
10						
11						
12		対象市町村等数 37事業者 (R6.4.1現在)				
1		実施市町村等 (6年度) 1事業者				
2						
3						
4	実績報告書	補助率・額	国庫補助又は交付金（国土交通省） 採択事業 財政力指数 0.3 超の場合 10／100 財政力指数 0.3 以下の場合 15／100 国庫補助及び交付金採択外事業 財政力指数 0.3 超の場合 8／100 財政力指数 0.3 以下の場合 10／100	備考	※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの。（県企業局、千葉市は対象外） ※対象特別地方公共団体 かずさ水道広域連合企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団	

助成事業名	末端給水事業体の統合・広域連携に係る調査検討事業補助金
-------	-----------------------------

国補・県単別	県単	分 類	2 - 1 4	県 担 当 課	水政課	室	水道事業統合・広域化室	内 線	2274
事業実施主体	市町村等			関係省庁名					

事業の目的・概要	市町村等が担う末端給水事業における統合・広域連携の促進を図るため、末端給水事業の統合・広域連携に係る調査検討及び統合基本計画の策定等に要する経費について、補助金を交付する。			1 補助対象者 末端給水事業の統合・広域連携に係る調査検討を行うために地域ごとに設立した研究会等又は統合協議会等の事務局を置く市町村及び一部事務組合 2 補助対象事業 ①末端給水事業の統合・広域連携の検討に係る調査の実施及び統合協議会設置前の基本構想の策定に要する経費のうち委託料 ②統合協議会設置後の事業認可取得に向けた統合基本計画の策定に要する経費のうち委託料 ③前各号に掲げるもののほか、統合・広域連携の検討に関連し、知事が適当と認めたもの	留意事項		
	根拠法令等	千葉県末端事業体の統合・広域連携に係る調査検討事業補助金交付要綱					
申請時期・手続き等	4	交付申請 交付決定	補助対象事業・補助基準等		事例等	令和4年度実施市町村等 (1市、1団体) ・いすみ市 ・安房郡市広域市町村圏事務組合	
	5					令和5年度実施市町村等 (1市、1団体) ・いすみ市 ・安房郡市広域市町村圏事務組合	
	6					令和6年度実施市町村等 なし	
	7						
	8						
	9	翌年度補助要望調査				対象市町村等数	5団体※
	10					実施市町村等数 (6年度)	—
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
4	実績報告 交付額の確定及び精算	補助率 補助対象経費の2分の1以内 ただし、①につき、過去に補助を受けた地域は4分の1以内 補助限度額 10,000千円 (2か年) ただし、①につき、過去に補助を受けた地域は総額 5,000千円以内(事業期間2か年度内)	備考	※対象市町村等数は補助対象要件に該当するもの。要綱上は、1地域1団体に補助を行うこととし、補助対象地域を限定しているが、新たに検討を開始する地域があれば、予算の範囲内で対象地域を追加していく。			
5							

助成事業名	水道施設緊急電源確保対策事業補助金		
-------	-------------------	--	--

国補・県単別	県単	分 類	2－15	県 担 当 課	水政課	室	水道事業室	内 線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名					

事業の目的・概要	災害時における水の安定供給の確保に資することを目的とし、重要給水施設へ給水する水道施設の非常用発電設備の整備に要する経費に対して補助する。		補助対象事業	1 補助対象事業 重要給水施設へ給水する水道施設の非常用発電設備の整備事業 2 補助対象施設 以下の要件を満たす水道施設のうち、令和3年度から令和7年度の5ヶ年で水道事業体が非常用発電設備の整備を行う施設 ○重要給水施設に至るルート上の施設 ○他の施設からのバックアップができない施設 ○国庫補助の対象外となる施設 ○上記の3点を満たす水道施設において、1日平均給水量を確保するために必要な非常用発電設備の整備	留意事項		
	根拠法令等						
申請時期・手続き等	4	交付申請	事業・補助基準等	1／4以内（市町村の繰出金を上限） ただし、一施設当たりの補助は12,500千円を上限とする。	事例等	令和4年度実施市町村等 かずさ水道広域連合企業団	
	5	交付決定				令和5年度実施市町村等 なし	
	6					令和6年度実施市町村等 なし	
	7						
	8						
	9	翌年度整備計画提出（県）					
	10					対象市町村等数	43事業者 (R6.4.1 現在)
	11					実施市町村等数 (6年度)	-
	12						
	1	実績報告書					
	2						
	3						
	4						
	5						
			補助率・額		備考	※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの ※対象特別地方公共団体 九十九里地域水道企業団、北千葉広域水道企業団、東総広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団	

助成事業名	水道管路耐震化促進事業補助金
-------	----------------

国補・県単別	県単	分 類	2－16	県 主 管 課	水政課	室	水道事業室	内 線	2629
事業実施主体	市町村等			関係省庁名					

事業の目的・概要	県内水道事業体における管路の耐震化を促進するため、水道事業体の中長期的な経営計画等に基づき行う耐震管の整備に要する経費に対し、国の補助に県独自の上乗せを行い、令和11年度までの5年間で集中的に支援する。			補助対象事業	重要給水施設管路及び基幹管路の耐震化に要する経費（国庫補助への上乗せ）ただし、耐震化事業の促進を図るため、過去5年間に国庫補助事業として採択された事業費の平均を上回る額に限る。	留意事項		
	根拠法令等							
申請時期・手続き等	4	交付申請	業・補助基準等	補助率・額	①重要施設配水管 1/6 （統合・広域連携の実施で 1/3 へ引上げ） ②導・送水管 1/6 （統合・広域連携の実施で 1/3 へ引上げ） ③配水本管 1/8 （統合・広域連携の実施で 1/4 へ引上げ）	備考	※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの ※対象特別地方公共団体 九十九里地域水道企業団、北千葉広域水道企業団、東総広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、南房総広域水道企業団、長門川水道企業団、八匠水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、三芳水道企業団	
	5							
	6	交付決定						
	7							
	8	翌年度整備計画提出（県）						
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4	実績報告書						
5								

助成事業名	千葉県成田国際空港共同利用施設整備事業補助
-------	-----------------------

国補・県単別	県単	分類	2—17	県主管課	空港地域共生課	室等	成田空港共生室	内線	2282
事業実施主体	市町村又は一部事務組合			関係省庁名					

事業の目的・概要	共同利用施設整備事業補助は、市町村又は一部事務組合が空港周辺住民の騒音障害の緩和に資するため、騒防法第6条に規定する学習・集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設を建設した場合にその費用の一部を補助する事業であり、事業の種目として共同利用施設設置事業と地方債等元利償還金支払事業がある。		補助対象事業・補助基準等	1 補助対象経費 ・共同利用施設設置事業 市町村又は一部事務組合が委託した共同利用施設に係る設計料及び監督料 ・地方債等元利償還金支払事業 市町村又は一部事務組合が共同利用施設を整備した際の経費に充てるために起こした地方債及び市町村振興資金の元利償還金	留意事項	令和4年度実施市町村等数 (補助対象) ・地方債等元利償還金支払事業(2市1町) 成田市、山武市、多古町 令和5年度実施市町村等数 (補助対象) ・共同利用施設設置事業(1町) 多古町 ・地方債等元利償還金支払事業(2市) 成田市、山武市 令和6年度実施市町村等数 (補助対象) ・地方債等元利償還金支払事業(2市) 成田市、山武市	
	根拠法令等	・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 ・千葉県成田国際空港共同利用施設整備事業補助金交付要綱				2 補助対象となる共同利用施設 (共通) ①一般住民の学習・保育・休養又は集会の用に供するための施設 ②有線ラジオ放送業務設備 ③国土交通大臣が指定する施設 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保館、図書館、青年の家 等	事例等
申請時期・手続き等	4月 5月 6月 7月 8月 交付申請 9月 交付決定 10月 11月 12月 1月 2月 3月 実績報告 4月 額の確定・交付請求 5月 支払	補助率・額	補助対象経費の2分の1以内 (共通) ただし、共同利用施設設置事業においては千葉県使用料及び手数料条例第3条第2項に規定する設計手数料及び監督手数料の算出方法に基づく額の2分の1を限度額とする。	備考	※騒防法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 ※一部事務組合 山武郡市広域行政組合		

助成事業名	鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分 類	2－18	県 担 当 課	交通計画課	室	鉄道事業室	内線	2278
事業実施主体	市町村又は鉄道事業者			関係省庁名					

事業の目的・概要	高齢者や障害者をはじめ、誰にでも利用しやすい駅とするため、市町村が行う鉄道駅バリアフリー設備整備補助に要する経費に対して補助を行う。		1 交付の対象 市町村 2 補助対象事業 (1) 鉄道事業者が補助対象駅に障害者対応エレベーター、ホームドア、または内方線付き点状ブロック等を整備する事業に対して 市町村が補助金等を支出する事業 (2) 市町村が補助対象駅に障害者対応エレベーター等を整備する事業	留意事項		
	鉄道駅バリアフリー 設備整備事業補助金 交付要綱					
根拠法令等			3 補助対象駅 以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの (1)エレベーター等を整備する事業で次の一以上を満たす既存鉄道駅 ① 1 日の利用者数が 3,000 人以上の駅 ②駅を中心としたおおむね半径 2km 以内に、病院、社会福祉施設、特別支援学校等が存する駅 ③ 他の路線への乗換駅 (2)ホームドア又は内方線付き点状ブロックを整備する事業で次の一以上を満たす既存鉄道駅 ① 1 日の利用者数が 100,000 人以上の駅 ②駅を中心としたおおむね半径 2km 以内に、病院、社会福祉施設、特別支援学校等が存する駅 ③他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が必要と認められる駅	事例等	令和 4 年度実施市町村（ 1 町） 横芝光町 令和 5 年度実施市町村（ 3 市） 木更津市、松戸市、我孫子市 令和 6 年度実施市町村（ 3 市） 八千代市、松戸市、我孫子市	
					対象市町村等数 4 7	
申請時期・手続き等	4 交付申請 5 交付決定 6 翌年度の事業計画書の提出、ヒアリング等 7 " 8 " 9 10 11 12 1 2 3 実績報告 4 額の確定・請求 5 支払		補助対象事業・補助基準等	備考	実施市町村等数（令和 6 年度） ・エレベーター 1 市 1 駅 1 基 ・ホームドア 2 市 2 駅 6 線 ・内方線付き点状ブロック 1 市 1 駅 2 線	
					平成 9 年度創設 平成 2 5 年度から、1 日の利用者数が 1 0 万人以上の駅を対象に、ホームドア及び内方線付き点状ブロックを補助対象施設に追加。 ※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第 30 条の要件を満たすことで地方債の起債可能。	
		補助率 1／2 ただし、上限額有り	補助率・額			

助成事業名	地域公共交通「リ・デザイン」推進事業
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	2-19	県主管課	交通計画課	室	地域公共交通室	内線	2063
事業実施主体	市町村、公共交通事業者等			関係省庁名	内閣府				

事業の目的・概要	地域公共交通の維持・確保に向けて、より利便性・生産性・持続可能性の高い公共交通への再構築（リ・デザイン）を推進するため、地域の実情に応じた路線の再編や交通モードの転換などに取り組む市町村や公共交通事業者等に対し、支援を行う。		補助対象事業・補助基準等	【対象者】 ①市町村 ②地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会 ③公共交通事業者 ④その他、地域公共交通の利便性や効率性、持続可能性を向上するための事業を行う能力があると知事が認めた者 【対象事業】（リ・デザイン推進事業） ①路線の再編や交通モードの転換等により、交通再編を推進する事業（交通再編事業） ②新技術・デジタル技術の導入により交通DXを推進する事業（交通DX事業） ③リ・デザイン推進事業を検討する間、千葉県バス運行対策費補助金の対象となっていた路線等を維持する事業（路線維持事業）	留意事項	補助対象事業のうち、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を財源として補助を行う事業については、年度内に県から市町村等への支払い事務が完了する必要がある。	
	根拠法令等 ・地域公共交通「リ・デザイン」推進事業補助金交付要綱 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱					令和6年度実施市町村なし	
申請時期・手続き等	4	交付申請	補助率・額	【補助率】 1／2以内 【補助上限額】 10,000千円	事例等		
	5	交付決定					
	6						
	7						
	8						
	9						
	10	実績報告 額の確定・請求 支払 ※留意事項参照					
	11						
	12						
	1					対象市町村等数	54
	2					実施市町村等数（6年度）	-
3		備考					
4							
5							

助成事業名	地域女性活躍推進交付金
-------	-------------

国補・県単別	国補	分類	2-20	県主管課	多様性社会推進課	室等	男女共同参画室	内線	2379
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	内閣府				

事業の目的・概要	地域経済の活性化を図るため、都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。		【補助対象事業】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置づけられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するための事業。なお、本事業については、1から3まで全ての取組を実施するか、4から7までのいずれかの取組を実施することが必要である。また、4から7までについては、推進計画を策定していない市町村も対象となる。	留意事項		
	地域女性活躍推進交付金交付要綱等				令和4年度実施市町村等（6市） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、君津市	
請 時 期 ・ 手 続 き 等	【前年度】 — 3月 交付申請（R7年度事業） 【実施年度】 — 4月 交付決定（R7年度事業） — 5月 — 6月 — 7月 — 8月 — 9月 — 10月 — 11月 — 12月 — 1月 — 2月 — 3月 状況報告 【翌年度】 — 4月 実績報告額の確定		補助対象事業・補助基準等	事例等	令和5年度実施市町村等（8市町） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、市原市、君津市、横芝光町	
	令和6年度実施市町村等（7市町） 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、君津市、横芝光町					
	対象市町村等数 54					
	実施市町村等数（6年度） 7					
			補助率・額	備考	（※1）都道府県が以下の事業を実施する場合は、交付上限を1,000万円とする。 ①女性役員の育成に係る事業 ②推進計画未策定市町村を対象とした女性活躍推進に関連した事業又は推進計画策定支援事業	
		（※2）ジェンダーの視点を踏まえ、市町村等の経済部局や商工会議所等との連携・協働していること、デジタル人材・起業家の育成だけではなく、就労・起業までつながることを目指していること、雇用に結び付く割合等に関し適切な重要業績評価指標（KPI）を設定の上、事業効果が高いと見込まれること等の要素が含まれる取組が対象。				
			補助率・額	備考		
		1 活躍推進型（上記取組1・2・3） 交付額は、都道府県事業は800万円（※1）と、市町村事業は政令指定都市（1市）につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費の2分の1を交付する。 2 デジタル人材・起業家育成支援型（上記取組4） 交付額は、都道府県事業は1,200万円と、市町村事業は政令指定都市（1市）につき750万円、それ以外の市町村は1市町村につき375万円を上限とし、事業費の4分の3を交付する。（※2）				

		補助率・額	3 寄り添い支援型プラス (上記取組 5) 交付額は、都道府県事業、市事業(1 市)ともに 800 万円と、町村事業(1 町村)につき 500 万円を上限とし、事業費の 2 分の 1 を交付する。 4 つながりサポート型 (上記取組 6) 交付額は、都道府県事業、市町村事業(1 市)ともに 1,125 万円を上限とし、事業費の 4 分の 3 (※3)を交付する。 5 男性相談支援型 (上記取組 7) 交付額は、都道府県事業、市事業(1 市)ともに 800 万円と、町村事業(1 町村)につき 500 万円を上限とし、事業費の 2 分の 1 を交付する。	備考	(※3) 都道府県及び市町村が主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業 (外部委託) で、その知見を活用して実施する場合であって、当該委託事業にかかる経費 (委託料) の総事業費に占める割合が 3/4 以上となる場合に限り、補助率を 3/4 とする。
--	--	-------	---	----	---